

新型コロナ**疑い患者**に対する診療での算定可否一覧

2022/7/28時点

項目	点数	算定要件等	外来	電話	在宅		備考
			初診・再診	初診・再診	往診	訪問診療	
初診料	288		初診時○	-	初診時○	-	
初診料(電話・情報通信機器等)	214	施設基準未届の場合	-	初診時○	-	-	
初診料(情報通信機器を用いた場合)	251	施設基準届出の場合					
再診料(電話再診含む)	73		再診時○	再診時○	再診時○	-	
往診料	720				○	-	
訪問診療料	-				-	○	
院内トリアージ実施料	300	コロナ疑い患者を対面で 診療した場合 (診療の都度算定可)	○		○	○	
二類感染症患者入院診療加算	250	1日1回	☆		-	-	<b>2022年9月30日まで</b>

☆…以下の①②の要件を満たす場合に**2022年9月30日まで**算定できる。

ただし、8月1日以降は医学的に初診といわれる診療行為がある場合に算定できる。

※初診料を算定するに限らず、再診料を算定（高血圧等で定期受診中の患者が新型コロナ感染疑いで再診料を算定）する場合も算定可。

- ① 「診療・検査医療機関」として都道府県のホームページで医療機関名が公表されている（愛知県は全ての診療・検査医療機関を公表予定）
- ② ①で公表されている診療・検査対応時間内に新型コロナ感染症の疑い患者の外来診療を行っている